

# なら消費者ねっとニュース

## NO.5

HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

2017年 2月

〒630-8136 奈良市恋の窪 1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043

Email : [y.tsuji@naracoop.or.jp](mailto:y.tsuji@naracoop.or.jp)

発行責任者 北條 正崇



## 第3回 なら消費者ねっと・奈良県消費者行政懇談会

### 11月18日 奈良市で開催

11月18日、奈良市内でなら消費者ねっと主催、第3回奈良県行政との懇談会を開催しました。なら消費者ねっとは県内の消費者と消費者団体、生協、法律の専門家などが参加するネットワークとして、行政との連携のもと消費者問題の地域解決力を高めることを目的に、毎年1回、県行政と懇談の場をもち意見交換を行ってきました。懇談会には、奈良県からは姫野隆昭課長はじめ消費・生活安全課及び奈良県消費生活センターの5名の方が出席され、ねっとの会員と役員あわせ18名が県内の消費者行政の状況について情報を共有し



会場の様子とあいさつする北條理事長(左)

### 「奈良県の消費者行政をめぐる状況」主なポイント

- 奈良県の相談状況は、増減はあるが1万件を超えている。とくに60歳以上が全体の35.5%を占め、全国に比して高い割合。相談内容はアダルトサイト、出会い系サイト、ゲームなどのデジタルコンテンツ、及びインターネット接続回線の契約が特に目立っている。新聞契約では高齢層が多く、健康食品では70歳代以上とともに20歳代の若年層でも多くなっている。
- 特殊詐欺の被害総額は全国で393億円、奈良県でも2億2434万円。オレオレ詐欺が依然横ばいで、架空請求がこの2年間で急増している。オレオレ、架空請求、還付金詐欺の被害者は高齢者、特に女性が多いのが特徴。
- 相談窓口は市町村受付6割、県受付が約4割。生駒市88.9%など開設日数の多い「センター」で高い受付率。

意見を交換しました。なら消費者ねっとから今年度上期の活動について簡単に報告し、そのあと奈良県消費・生活安全課から「消費者行政をめぐる現状と県の主な取組について」説明がありました。

参加者からは「おかしいと感じたり、被害に巻き込まれても相談せず我慢している人が多いのでは」「判断力の衰えた高齢者などをどう守ればいいのか」などの質問があり、未然防止のための啓発や、地域の見守り機能の重要性が改めて確認されました。この他、なら消費者ねっとがすすめる消費者教育や啓発活動と県行政との連携などにも意見が出され、活発な意見交換が行われました。

### 意見交換より(抜粋)

○ステッカーを配布した市町村での効果は？

●ステッカーが訪問勧誘断りの意思表示であると条例でうたわれているかどうかで異なる。奈良県は現状の解釈では規制できていない。今年度「告知」を改正したうえで、ステッカーを配布したい。

○相談件数に現れないトラブルが多いのではないかとと思うが、把握は？

●潜在的な被害者は存在するが、数字では不明。減らすには未然防止が重要。  
①啓発②相談③法執行が基本となるが、特に啓発・注意喚起は出前講座などでこちらから積極的に出かけていきたい。

○認知症の高齢者を保護する制度は？

○母が次々販売で契約したとき、消費生活センターの話をもち出すと素直にキャンセルに応じてもらえた。もっとセンターの存在を宣伝してほしい。



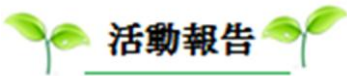
消費・生活安全課姫野課長

なら消費者ねっとは2回目の新年を迎えました。

旧年中は皆様には当法人の活動にひとかたならぬご理解ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は子ども若者チームを中心に学習会等を開催したり、事案検討部会の活動に対する反響があるなど、一步一步着実に活動の歩みを進めていることを実感できる一年でした。また、奈良県が公募していた「消費者力向上のための県民等提案事業」にスタディーツアー（食の安全を学ぶバスツアー）と学習ツール（おこづかい帳と買い物ゲームツール）の作成の2事業の応募をし、いずれの事業も選ばれることができました。順調に事業を進めており、当団体の活動をより一層充実させ、広く県民の皆様を知って頂けるよう、成果を出したいと考えております。

今年も関係機関の皆様と連携・協働させて頂きながら、「消費者にとって安心・安全なまちづくり」をモットーに活動してまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



啓発講座やイベント企画運営の委託事業  
**バスで行こう！**  
**コースラボ たべる\*たいせつミュージアム**  
**大人の「食の安全」「食育」見学**



2017年1月17日参加者・スタッフ38名で見学会を実施しました。8時50分大和八木駅からバスで出発、車内で北條理事長のあいさつの後、見学の予習クイズをしながら「たべるたいせつミュージアム」へ向かいました。到着後、まず入り口でミュージアムの紹介ビデオを見て見学スタートです。たべるたいせつミュージアムは「食の安全ゾーン」と「食育ゾーン」の2つのエリアに分かれており、「食の安全ゾーン」はすべての検査室がガラス張りでオープンになっていて、検査の様子をスタッフの説明を聞きながら回っていきました。微生物検査では、検査員の方が私たちの前で検査の方法やクイズでデモンストレーション。厳しい検査によって私たちの食が守られているのだと知りました。またどんな菌が食中毒になるのか一目でわかる展示、アレルギー食品の展示、食に関するクイズなどがあり、見て触って楽しめる工夫がたくさんありました。「食育ゾーン」では世界の給食や季節の料理などの学習コーナーや稲作のパラパラ漫画など楽しい仕掛けがありつつも夢中になってしまいました。



微生物検査デモンストレーション



豆腐作り体験

また、ワークショップでは豆腐作りを体験しました。同じ豆乳を使って“にがり”と“グルコノデルタラクトン”という2つの凝固剤を使って二種類の豆腐を作り、食べ比べをしました。全く違った味に参加者全



アレルギー展示

員びっくり、食品表示を見ることの重要性がよくわかりました。

見学終了後、バスで道の駅「愛彩ランド」体験交流館に移動し、なら消費者ねっとの紹介、今日の見学のおさらいと健康食品のミニ学習の時間を持ちました。昼食後併設のJAいずみ農産物直売所や水産物直売所でお買い物をした後帰路につきました。車中で「特殊詐欺の啓発ビデオ」を見て悪質商法の最新手口や、だまされないコツ、また被害に遭ったときの対処法など事例を通し学習しました。



愛彩ランド体験交流館

参加者からは「いろいろな検査をして食の安全を守っていただいていることがよくわかりました。」「もっと見学したかった。」「バスの中のクイズ形式のお話がとても面白かったです。健康食品の話も分かりやすく説明されていました。」「お豆腐の味の違いがよくわかりました。表示をもっとちゃんと見ようと思った」と感想が寄せられ、食のことを考える一日になりました。

## もうひとつの学び舎「楽しく学ぼう お金の秘密」

もうひとつの学び舎はならNPOセンターが子ども向け体験学習の場として定期的に提供する場として「子どもの参画」実現と「学びを通して地域づくり」を目指して2002年から開催されています。なら消費者ねっとは昨年に続き講座を開催、今回は奈良市中部公民館3階で6名の参加となりました。

第1回2016年12月10日「買い物しよう!の巻」、第2回2017年1月14日「お金マスターをめざそう!の巻」の連続講座としました。第1回では、各自どんな種類のカレーにするかを決め、お買い物リストを作成し、一人2000円(偽硬貨)のお金を持ってバスに乗り買い物に出かけてもらう設定にしました。子供たちは「ジャガイモは1個でいいのか?5個入りがいいのか?」「肉は牛肉?豚肉?」、「支払いは現金?チャージした見えないお金?」など考えながら買い物しました。お金には限りがあり、すべてほしいものを買うことができないことや選択することは何かをあきらめることだと理解してくれたと思います。第2回では、前回作成したレシートを使ってお小遣い帳に書き込みました。お小遣い帳に記入することで、使ったものの金額が一目でわかり自分でお金の管理をすることを学びました。また、食品表示にはどんなことが書かれているのか、税金が使われているものにはどんなものがあるのかなども学習しました。2回の講座を通してお金の価値を理解しお金と上手に付き合う方法のヒントを学んでもらえたと思います。最後にクリアファイルで作るお財布づくりをしてもらい思い思いの財布を作りました。



買い物しよう!



お金マスターをめざそう!



## NPOとボランティア団体 パネル展

2016年10月22日~11月19日奈良市はぐくみセンター1階で開催されました。



## HUG'祭り2016 参加しました。

2016年11月27日奈良市ボランティアインフォメーションセンターでボランティアや市民公益活動の魅力をさらに深く知るために「HUG2(はぐはぐ)祭り」が開催されました。なら消費者ねっとは「クリアファイルで作るお財布づくり」のコーナーを持ちました。金銭教育として



たくさんのお子たちにお財布を作ってもらい、お金への関心を持ってもらいました。

## 会員団体活動報告

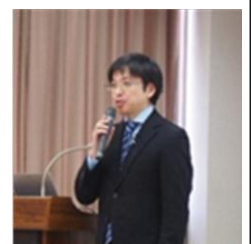
## グループあんあん

12月3日(土)に下市町観光文化センターで開催された「奈良女子大学生と学ぶ!消費生活講座」の一コマに出演しました。主催は、奈良女子大学消費者問題研究会(BEACS)。奈良女子大学生生活環境学部生活文化学科の学生有志による消費者啓発グループです。

プログラムは

1. 挨拶 奈良女子大学生生活文化学科 大塚浩准教授
2. 講演 「最近の消費者被害」 吉野警察署生活安全課 多田之久課長  
主に特殊詐欺の被害について話されました。
3. ミニ講座「契約ってなに?」 大塚浩准教授
4. 寸劇で学ぶ消費生活トラブル  
グループあんあんとBEACSの2人による寸劇「点検商法」  
奈良県消費生活センター相談員による「最近の相談事例」
5. 消費者クイズに挑戦!
6. 質疑と懇談 話し合いとその内容を発表

受講者のほとんどが60歳以上の男性で、休憩時間にも相談員に質問が相次いでいるほど熱心でした。BEACSの皆さんとは、同大学の学園祭でも共演させていただきました。私たちにとって、活動の幅が広がっただけでなく、とても良い刺激になり勉強になりました。また、機会があれば、一緒にしたいと思います。



大塚浩准教授



# おさらい！ 新しくなった食品表示制度

2015年4月施行

その② 機能性表示食品

規制改革の一環として始まった機能性表示制度ですが、続々と商品が生まれています。さて、その実態は？

	医薬品	特定保健用食品	機能性表示食品	いわゆる健康食品
	個別承認制	個別許可型	届け出制（事業者責任）	
表示事項	含有有効成分 効果・効能	保健の用途	含有栄養成分 栄養成分機能	
禁止事項	未承認の表示禁止	無許可の保健機能表示禁止	虚偽・誇大広告の禁止 効果・効能の表示禁止	注意喚起
開発	十数年 数百億円 臨床試験成績数千例 資料多い	数年 多額 臨床試験成績数十例 資料少ない	短期間で可能 低コスト 臨床試験成績ほとんどない 既存情報	なし なし

## ●機能性表示食品とは？

「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することが出来る食品。

含有されている成分の、科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されます。保健機能を表示してもよいトクホ（特定保健用食品）よりもはるかに開発費用や期間が軽減できる新たな制度で、経済効果を期待してつくられました。2017年1月時点で360品目が自己認証により届けられています。

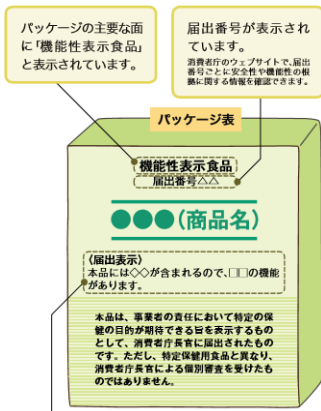
## ●気をつけておきたいことは？

疾病のある方、未成年者、妊産婦授乳中の方には不向きな食品です。また他の健康食品と同様、サプリメントなど薬品と形状は似ていても、病気の予防や治癒を期待しない、食生活のバランスを大切にする、過剰摂取に気を付ける、などが大切です。

また、効果・効能をうたった表示は、薬事法違反はもちろん、景品表示法や食品表示法にも違反するので、消費者としては、注視しておきたいところです。

## ●次のことを容器包装に表示します（一例）

- 一日当たりの摂取目安量：○粒
- 摂取の方法：水またはぬるま湯と一緒に召し上がりください。
- 摂取上の注意：本品は多量摂取により 疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。
- 本品は疾病の診断、治療予防を目的としたものではありません。
- 本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。
- 疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。
- 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。
- 賞味期限：△△△△
- 食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- お問合せ先：○○○○



## インフォメーション

### 奈良県内 特殊詐欺の発生状況

平成 28 年 12 月  
特殊詐欺の被害件数 30 件  
平成27年12月未までの発生状況。  
発生件数 157件  
被害額 約5億4000万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

困ったときは一人で悩まず  
**消費者ホットライン  
188 泣き寝入り!**

### あなたの情報をおまちしています。

あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報（不当契約・不当解約・不当勧誘など）を受け付けています。  
jian@narashouhisha.com までお知らせください。  
（具体的なご相談は消費生活センターへお問い合わせください。）

### 編集後記

なら消費者ねつとに  
新しいメンバーが加わり  
ました。みなさまに紹介  
させていただきます。  
よろしくお祈りします。



消費者太子



ならこ